

第 章 プランの推進体制

- 1 プランの推進体制の連携強化
- 2 プランの進行管理
- 3 プランの評価

第 章 プランの推進体制

1 プランの推進体制の連携強化

荒川区では、荒川区芸術文化振興財団（ACC）を通じた事業展開や、区内の芸術団体や関係機関等との連携・協力を通じて、幅広い芸術文化事業を展開してきました。

今後、区民の芸術文化活動の更なる振興を図るため、区組織における横断的連携はもとより、区内関係団体、関係機関、文化施設運営事業者等との一層の連携など、より効果的な事業展開が実現できる体制を強化します。

(1) 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団等との連携

荒川区芸術文化振興財団（ACC）は、平成30年（2018年）度に創立30周年を迎えました。身近な場所で良質な芸術文化に親しむ鑑賞機会の提供、区民の芸術文化活動の支援、人材育成などのほか、芸術文化活動に関する情報提供や相談対応などを行っています。

今後、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、文化プログラムが開催される中、荒川区の芸術文化事業の一層効果的な展開を図るとともに、区民が優れた芸術文化と出会う機会の提供や、区民と地域社会を結びつける芸術を提供する組織として、その役割の充実を図るために区とACCとの連携を更に強化していきます。

また、文化施設をはじめとする区施設においては、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び関連指針の趣旨に基づき、区と運営事業者とが密接に連携を図りながら、芸術文化を継承、創造し、発信する、地域の文化拠点として、また、全ての人々が心豊かな生活を実現する場として更なる運営の充実を図ります。さらに、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与を目指していきます。

(2) 関係団体等との連携

区内には、荒川区文化団体連盟や一般社団法人太平洋美術会、荒川区伝統工芸技術保存会、東京荒川少年少女合唱隊など、多くの芸術文化団体が存在し、区内各所で活躍しています。また、芸術文化を軸にまちの活性化を図っているNPO等、地域に溶け込んだ活動も進んでいます。

区は、これらの団体等との連携により、絵画展や写真コンテストの開催、伝統文化・伝統工芸技術の継承、合唱活動等を通して、相互の連携を強め、芸術文化に親しみやすい環境づくりを推進すると共に、区民の自主的な活動の活性化を図ります。

さらには、全国規模で活動する俳句関係団体、オーストリアの文化普及を進める日墺文化協会、常磐線沿線の4区4市と東京藝術大学、JR東日本東京支社がアートをキーワードに相互に関わりあい、活性化を図るために組織された「JOBANアートライン協議会」をはじめ、近隣自治体、国内・海外の交流都市等との連携を進めます。

(3) 東京藝術大学との連携

荒川区と東京藝術大学が、平成20年(2008年)12月に「芸術・文化振興のための連携に係る合意書」を締結してから、10年が経過しました。

これまでの実績を踏まえつつ、今後も、「幼児期における芸術教育の研究」や、立体部門の卒業・修了制作を対象とした「区長賞」の授与、それら作品の区内への設置を引き続き推進します。また、卒業生による芸術家グループ等との連携により、ワークショップや壁画制作などを実施していきます。

2 プランの進行管理

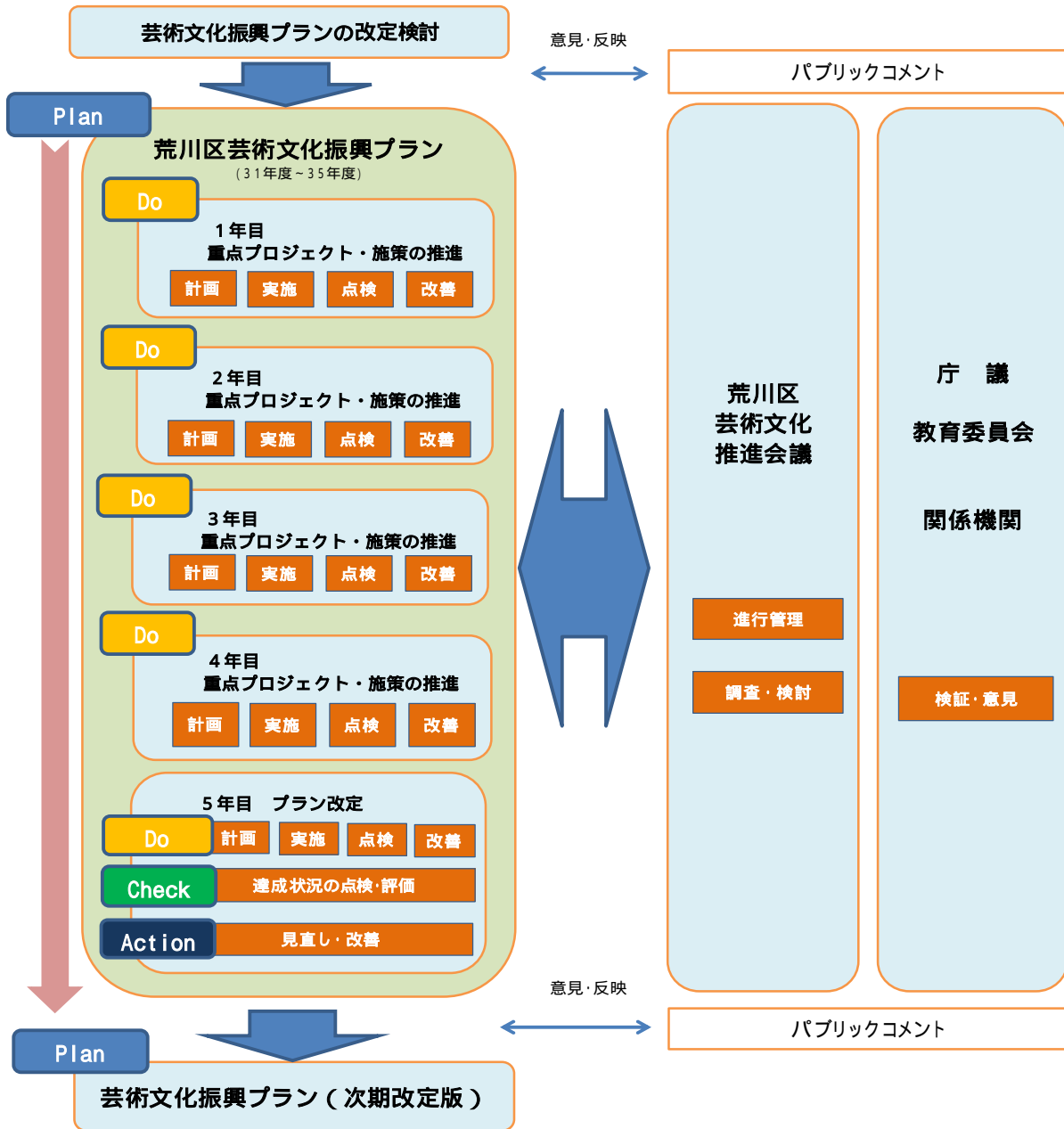
荒川区では、荒川区芸術文化振興財団（ACC）との連携に加え、区内の芸術団体、大学、関係機関等との協力の下で幅広い芸術文化事業を展開し、区政のあらゆる分野が一体となって芸術文化活動の振興を図っています。今後も、この方針に基づき、区民の芸術文化活動の振興を推進します、

本プランに掲載した施策については、平成 26 年（2014 年）度に設置した「荒川区芸術文化推進会議」において、計画「Plan」、実行「Do」、点検・評価「Check」、見直し・改善「Action」のサイクルの観点から、着実に進行管理を行うこととします。

また、進行管理の状況については、区における「行政評価」を活用しながら、政策決定機関である庁議等に適切に報告を行うこととします。

本プランは、最終年度に、施策の達成状況について点検・評価を行い、内容の見直し改定を行います。

芸術文化振興プランの管理方法



3 プランの評価

区における評価

プランに掲載した取組や事業については、荒川区芸術文化推進会議の事務局である文化交流推進課において、区が全庁的に実施している「あらかわ区政経営戦略プラン」や「行政評価システム」を用いて、進捗状況の確認を行います。また、必要に応じて事業の所管課に対して、進捗状況の調査を行います。

荒川区芸術文化推進会議は、毎年、本プランに掲載した施策及び取組について、点検・評価を行います。また、必要に応じて調査・検討を行い、芸術文化分野に関する施策を全庁的に一体となって推進します。

また、必要に応じ、荒川区自治総合研究所をはじめとする関係機関に情報提供を行い、意見を聴取することとします。

評価の反映

上記のような手順を経て得られた評価結果については、庁議などを通じて全庁的に共有を図ります。

また、区政世論調査やアンケート、関係する区民・団体へのヒアリング等を踏まえた上で、所管課において改善や充実策を検討し、施策の見直しや予算編成等に反映していきます。